

# 公益社団法人日本建築家協会近畿支部京都地域会規則

2013年4月20日 施行

## (総 則)

第1条 この規則は地域会規程第1条2項、地域会規約第1条2項により、公益社団法人 日本建築家協会近畿支部京都地域会（以下本地域会という。）の支部運営の詳細について定める。

## (設 置)

第2条 この地域会は、京都府を所管し、事務所を京都府に置く。

## (名 称)

第3条 本地域会は、公益社団法人 日本建築家協会近畿支部京都地域会を正式名称とする。

2 略式名称を JIA-KYOTO、及び JIA 京都地域会とする。

## (目的・事業)

第4条 本地域会は、本部および支部事業の補佐と併せ、区域内の行政、住民、他団体と 協調しながら地域に根ざした活動を行い、本会の目的達成につとめる。

## (正会員)

第5条 本地域会は、京都府で主たる業務を行っている全ての正会員をもって構成するが、他の地域会に所属する正会員の入会をさまたげない。

## (準会員・協力会員)

第6条 本地域会では、本会の趣旨に賛同し、地域会の事業に参加、支援をする個人、法人または団体を募ることとする。本地域会登録の準会員は、ジュニア会員および学生会員とし、協力会員は、法人協力会員、個人協力会員とする。

2 本地域会登録の準会員、協力会員は、近畿支部会員規約に基づき、支部および地域会の活動と運営に参加する一定の権利を有する。

(地域会役員等)

第 7 条 本地域会に次の役員を置くが、役員の選出等については近畿支部役員選出規則を準用する。

地域会長 1 名(支部幹事兼任)

副地域会長 2 名以上 4 名

地域会幹事 9 名以上 15 名

地域会監査 2 名

尚、第 7 条 4 の本部及び支部役員は、上記選出数外とする。

2 地域会顧問及び参与は、地域役員会が推薦し、地域会長がこれを委嘱し、任期は役員の任期に準ずる。

3 地域会長または地域会幹事または地域会監査の任期は其々 1 期 2 年とし、特別な事由があり地域会役員会が認めた場合は、再任を妨げない。

4 本部及び支部役員は、京都地域会幹事を兼任するものとする。

(地域会役員等の職務等)

第 8 条 地域会役員の職務は、地域会規程第 8 条 1 項の定めによるほか、下記による。

(1)副地域会長は地域会長を補佐し、地域会長に事故などがあつたとき、次期地域会長が選任されるまでの期間、その業務を代行する。

(2)幹事は会長を補佐し、本地域会の会務を分担して事業の執行をはかる。

(3)地域会参与は、会長を補佐し、本地域会の会務及び事業に必要な助言を行う。

(4)地域会顧問は地域会長の諮問に応え、地域会役員会に出席して、必要な助言を行う。

(地域会総会)

第 9 条 地域会総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する。

2 次の場合に地域会長は、30 日以内に臨時地域会総会を招集しなければならない。

(1)地域会役員会において過半数の請求があつたとき

(2)地域会役員会において、地域会監査より議案を示した請求があつたとき

(3)会議の目的を示し、正会員の 1/5 以上から請求のあつたとき

(地域会役員会)

第 10 条 議決権の行使は、他の出席役員に委任することができ、その場合は出席と見なす。

2 地域会長が緊急と判断した案件については、書面による決議、持ち回りによる決議を可とする。

3 地域会役員会の求めに応じて、地域会顧問、委員会委員長・部会長は役員会に出席し意見を述べるができるが、議決には加わらない。

4 地域会役員会は、構成員の 1/2 以上出席しなければ決議することができない。

5 地域会役員会の決議は、出席構成員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところとする。

(財産及び会計)

第 11 条 地域会の財産は、次に掲げるものを持って構成する。

(1)支部から、地域会の会員数に応じて配分される地域会運営費

(2)地域会登録準会員、協力会員の会費および地域会賛助金

(3)寄付金品

(4)財産から生じる収入

(5)事業に伴う収入

(6)その他の収入

(統合・分割及び廃止)

第 12 条 地域会は、地域会総会において、所属会員の 2/3 以上の賛成をもって統合・分割及び廃止を決議したときは、統合・分割及び廃止に関する全てを、支部役員会及び支部総会、理事会及び総会に諮らねばならない。

(地域会委員会・部会)

第 13 条 地域会活動の促進及び円滑な事業の執行を図るため、地域役員会の決議を経て、地域会委員会・部会を置き、または廃止することができる。

2 全ての地域会登録準会員、協力会員は、地域会委員会・部会への入会・活動に関し、正会員と同等の権利を有する。

3 地域会は、支部の求めに応じて支部委員会・部会に委員を推薦しなければならない。

4 地域委員長・部会長は地域会役員会に出席して意見を述べることができるが、決議には加わらない。

(事務局)

第 14 条 地域会事務局の組織、運営に関し必要な事項は、地域役員会の承認を経て地域会長が遂行する。

(準用)

第 15 条 この規則に定めのない事項については、地域会規定、地域会規約、支部規定及び定款を準用すると共に、役員会で協議するものとする。

(改廃)

第 16 条 この規則の改廃は、地域会総会の決議及び支部役員会の承認による。

(附則)

1 この規定は、2013 年 4 月 20 日から施行する。

2 地域会の公示は電子公示により行う。

1988 年 6 月 29 日 設立総会において議決

1990 年 5 月 18 日 一部改正

1991 年 5 月 31 日 一部改正

1997 年 4 月 25 日 一部改正

2001 年 5 月 16 日 一部改正

2002 年 5 月 23 日 一部改正

2011 年 3 月 31 日 一部改正

2012 年 3 月 31 日 一部改正

2013 年 3 月 31 日 改定

2018 年 4 月 20 日 一部改正

2019 年 4 月 18 日 一部改正

## 【補足】

準会員及び協力会員の会費を定める件について

京都地域会において、準会員及び協力会員について以下のとおりに定める。

ただし、準会員資格の専門会員、シニア会員については支部の定めるとおりとする。

### 1. 準会員

ジュニア会員：建築家を目指すもので、正会員資格要件に満たない者。

学生会員：建築家を目指す学生。

### 2. 協力会員

法人協力会員：本会の目的に賛同する団体又は法人。但し、原則として総合請負施工を主とする者を除く。

個人協力会員：本会の目的に賛同する個人。

	会員種別	入会金	年会費
準会員	ジュニア会員	3,000 円	6,000 円
	学生会員	なし	1,000 円
協力会員	法人協力会員	なし	30,000 円
	個人協力会員	なし	18,000 円